

都市再生機構（UR）賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

横浜市内には約4万5000戸の都市再生機構（UR）賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。

UR賃貸住宅は、いわゆる住宅セーフティネット法において公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティネットとしての役割が求められてきた。

平成15年の国会における都市再生機構法案審議の折、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」と附帯決議されている。

また、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折には、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされている。

平成24年1月20日の閣議決定で、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針における都市再生機構が講ずるべき措置については「業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する。」等とされているが、政府及び独立行政法人都市再生機構におかれては、都市再生機構の役割や附帯決議を十分尊重し、UR賃貸住宅に住む横浜市民の居住の安定のために適切な措置が講ぜられるよう次の事項について強く要望する。

- 1 UR賃貸住宅が公的賃貸住宅として継続すること。
- 2 UR賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての法的な位置づけ等を踏まえ、居住の安定策を推進すること。
- 3 公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住を保障する政策を推進すること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(行政刷新)
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

あて

横浜市議会議長

佐藤 茂